

## 日米「密約」有識者委員会報告書を読む — 戦史部第2 戦史研究室教官 千々和 泰明

第8号 2010年4月14日

### NIDSコメンタリー

#### 日米「密約」問題

かつて安保改定時の日米間の密約についてインタビューを受けた宮澤喜一元首相は、「知りません。これは、『知らない』という返事しかありえないですね」「外務省も知りません。これは『知らない』ということではなければならない」と答えている(外岡秀俊、本田優、三浦俊章『日米同盟半世紀』朝日新聞社、2001年、600頁)。しかし実際には、宮澤は密約の存在を知っていた<sup>1</sup>。

2009年9月、岡田克也外相の命令により外務省内に「密約」に関する調査チームが設置され、11月には北岡伸一東京大学教授を座長とする有識者委員会が発足した。有識者委員会は(1)安保改定時の核兵器持ち込みに関する「密約」、(2)安保改定時の朝鮮半島有事における戦闘作戦行動に関する「密約」、(3)沖縄返還時の有事における核兵器持ち込みに関する「密約」、(4)沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」について調査し、2010年3月9日に岡田外相に報告書を提出した。同報告書は(1)と(4)については「広義の密約」、(2)については「狭義の密約」に該当すると認定し、これまで一貫して密約の存在を否定してきた日本政府の説明が覆されることとなった(残る一つについては密約とはいえ

ないとしている)。ここでは安保改定時の二つの密約に焦点を当て、同報告書の内容を概観してみたい。

#### 核兵器の持ち込み

1960年の安保改定の際に事前協議制度が導入され、米国による日本国内への核兵器の持ち込みは、新安保条約の付属文書である「岸＝ハーター交換公文」でいう「同軍隊〔合衆国軍隊〕の装備における重要な変更」に該当するため、事前協議の対象となる。従来日本政府は、米核搭載艦船の日本への一時寄港についても、「同軍隊の装備における重要な変更」に該当し、事前協議の対象になると説明してきた。しかし1974年のジーン・ラロック海軍退役少将の証言、1981年のエドウィン・ライシャワー元駐日大使の証言などで、実際には核搭載艦船の寄港や通過は事前協議の対象外とする密約が存在するのではないかとの疑いが持たれていた。特に1994年に刊行されたFRUS(米国外交文書集)や1999年にNSA(米国家安全保障公文書館)のロバート・ワンプラー博士が発見した文書などによって、安保改定時に岸＝ハーター交換公文の了解事項を定めた秘密の「討議の記録」が作成されたことや、その概要が知られるようになると、疑いはさらに強まった。今回の調査で公表されたのは、新安保条約調印に先立つ1960年1月6日に藤山愛一郎外相とダグラス・マッカーサーII世駐日大使がイニシャル署名した「討議の記録」の英文の写しであり、有識者委員会はこれを「内容は実物と同じ」と判断した。

「討議の記録」の中で問題となるのは2項C、すなわち「事前協議は合衆国軍隊とその装備の日本国への配置、合衆国軍用機の飛来、並びに合衆国海軍艦船の日本国の領海への進入や港湾への入港に関する現行の手続きに影響を与えとは解されない。ただし合衆国軍隊の配置における重要な変更の場合を除く」という規定である。旧安保条約下では米艦船は核搭載の有無を明らかにしなくとも行政協定に基づく通告だけで日本の港に入港可

<sup>1</sup> 今回公表された文書によって、1975年3月18日にジェームズ・ホドソン駐日大使と会談した外相時代の宮澤が、「米政府の内部には、核の transit につき日本政府は同意を与えている(中略)と信じているものが多くあり、日本政府当局者の累次の国内向け言明にいらだちを感じている者も少なくない。日本政府が『持込み』(introduction)につき、ambiguities を維持することにより両国政府間における“secret disagreement”をカバーしていることは承知しているが、…」という大使の発言に対し、「自分は就任直后、この問題を知り、三木総理とも協議したが、結論は現在の政策は到底変更できぬということであった。日本政府が現在の核政策の修正を明らかにすれば、日本国民は激しい反応を示し、米艦船の横須賀、佐世保への入港は物理的に阻止され(原子力船「むつ」の例)、米海軍の基地として全く使用できなくなるであろう。結局、現在の ambiguities の政策を維持する外な(い)と述べたことが明らかになっている。

能であったため、同文書 2 項 A が『『装備における重要な変更』とは核兵器及び中・長距離ミサイルの日本国内への持ち込み並びにそれらの兵器のための基地建設を意味すると理解される』(この了解については以前から日本政府は明らかにしてきた)と規定しているにもかかわらず、米核搭載艦船の寄港・通過は事前協議の対象外と解釈できるということになる。

しかし報告書は上記の解釈について、安保改定時に日米間で明確な合意はなかったと判断した。その理由として、東郷文彦元駐米大使(安保改定時の外務省安全保障課長)の 1968 年のメモに「日本側交渉当事者は、右了解[『討議の記録』2 項 C]は事前協議条項と地位協定第 5 条との関係に関するものと解し、『一時的立寄り』に関するものとは思っていなかったのが実情である」と記載されていることなどを挙げた。その上で報告書は、安保改定時に交渉当事者が問題を忘れていた可能性や錯誤が生じた可能性を退け、「討議の記録」の解釈について「意図的に明確化を回避した」と指摘している。特に米側が自らの解釈を日本側に明確に伝えた 1963 年の大平＝ライシャワー会談後は日米間で「暗黙の合意」が固まったとし、「広義の密約」にあたと結論づけている。

### 朝鮮半島有事における戦闘作戦行動

合衆国軍隊の「日本国から行われる戦闘作戦行動」は、やはり岸＝ハーター交換公文によって事前協議の対象となる。しかし、やはり NSA の文書やフォード大統領図書館で 2008 年に発見された文書などから、例外として朝鮮半島有事の際の在日米軍基地からの出撃は事前協議の対象外とする密約の存在が疑われていた。「討議の記録」の文言の解釈や、これに対する日米の認識が問題となるため議論が複雑化する核兵器持ち込みに関する密約とは異なり、朝鮮半島有事における戦闘作戦行動について有識者委員会は「狭義の密約」と断定した。

今回発見された「朝鮮議事録」(本文の写しとみられる 1960 年 1 月 6 日付の同文の 2 つの文書およびそのドラフトとみられる 5 つの文書。いずれも英文)には、マッカーサー II 世が「朝鮮半島では、米国の軍隊が直ちに日本から軍事戦闘作戦に着手しなければ、国連軍部隊は停戦協定に違反した武力攻撃を撃退できない事態が生じ得る。そのような例外的な緊急事態が生じた場合、日本における基地を作戦上使用することについて日本政府の見解をうかがいたい」と述べたのに対し、藤山が「在韓国連軍に対する攻撃による緊急事態における例外的措置として、

停戦協定の違反による攻撃に対して国連軍の反撃が可能となるように国連統一司令部の下にある在日米軍によって直ちに行う必要がある戦闘作戦行動のために日本の施設・区域を使用され得る(may be used)、というのが日本政府の立場であることを岸総理からの許可を得て発言する」と答えたことが記録されている。

### 日米「密約」の歴史的背景と今後の見通し

安保改定は、一方的な駐留軍協定という色彩の濃い不平等感の残る旧安保条約を、独立国家間の対等な相互条約に置き換え、日米安保を堅固なものとするねらいからなされたものである。したがってその目的は、日本の国内政治的制約を前提に日米間の相互性を確保するという政治的・外交的なものであり、日米安保の軍事的な効果そのものを高めることを一義的な目的としていたわけではない。そこでの問題は、このような相互性を確保しつつ、抑止力の維持という観点から、旧安保条約下で米国に認められてきた最低限の軍事的権利を保障する必要があったということである。「相互性の確保」という政治的要請と「抑止力の維持」という軍事的要請との調整というジレンマを解消する答えは、当時としては密約しかなかったということであろう。

核兵器の持ち込みおよび朝鮮半島有事における戦闘作戦行動に関する有識者委員会の報告は、今回初めて明らかになった数多くの重要文書に基づいた内容であり、結論も妥当であるといえる。最後に、密約問題の今後の見通しについてであるが、「討議の記録」に関しては、報告書は「日米両政府間には、今に至るもこの問題に関する明確な合意がない」と述べている。もっとも 1991 年にブッシュ政権が米海軍の艦船、航空機から戦術核を撤去することを決定したため、その解釈が明確化されていないことが(将来米国の政策が変更される場合は別として)、直ちに日米間の問題として立ち現れる可能性は低い。これに対し「朝鮮議事録」の効力に関する報告書の認識は、「同議事録は、事実上失効したと見てよいであろう」という踏み込んだものとなっている。一方、報告書には「議事録を未解決のままとし、正式に消滅させることはしない」という 1974 年のリチャード・スナイダー一務次官補代理のメモが引用されているから、将来二つの密約の効力については日米間で調整する必要性が生じてくるかもしれない。

## プロフィール

profile



戦史部第2戦史研究室教官

**千々和泰明**

専門分野：日米関係論、外交・安全保障政策史

本欄における見解は防衛研究所を代表するものではありません。

NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。

ただし記事の無断引用はお断りします。

防衛研究所企画室

直 通：03-3713-5912

代 表：03-5721-7005（内線 6584, 6258）

FAX：03-3713-6149

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.go.jp>